

岐阜労働局発表
平成19年9月20日

岐阜労働局労働基準部賃金室

賃金室長 森 久明
賃金指導官 金丸裕子
電 話 058-245-8104

「岐阜県最低賃金」の改正決定について

— 本年10月19日から時間額685円に引き上げ —

1 岐阜労働局（局長 藤井 龍一郎）は最低賃金法に基づき、9月19日付けで「岐阜県最低賃金」の改正決定を行い、時間額を10円引き上げ、現行の時間額675円を時間額685円に改正することとし、官報に公示した（引き上げ率は1.48%）。

効力の発生は、本年10月19日である。

2 「岐阜県最低賃金」は岐阜県内の事業場で使用される労働者とその使用者に適用されるものであり、同最低賃金が適用される事業場数は約8万事業場、労働者数は約72万4千人である。

3 なお、最低賃金の対象となる賃金は通常の所定内賃金に限られ、

- ・ 臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- ・ 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は算入しないこととなっている。